



埼玉県報

第221号
令和3年(2021年)
6月29日
火曜日

目次

規則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 埼玉県ホームページシステム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 公文書の開示の実施状況の公表（文書課）
- パソコン接続用外付け液晶ディスプレイに関する入札公告（入札課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）

令和3年(2021年)6月29日

- まん延防止等重点措置に係る飲食店等現地確認関連業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- セキュアモバイルシステム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）
- 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの代表者変更に関する告示（捜査第四課）
- 令和3年4月18日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号を削る。

様式第一号中「(㊦) ㊦㊦㊦㊦㊦㊦(㊦)」を削る。

様式第二号中「㊦」を削る。

様式第三号中「㊦㊦㊦」を「㊦㊦」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号中「㊦㊦㊦㊦(㊦) ㊦㊦㊦㊦(㊦)」を「㊦㊦㊦㊦」に改める。

様式第十号及び様式第十二号中「㊦」を削る。

様式第十四号中「(㊦) ㊦㊦㊦㊦㊦(㊦)」及び「㊦」を削る。

様式第十五号及び様式第十六号中「㊦」を削る。

様式第十七号中「㊦㊦」を「㊦㊦」に改め、「㊦」を削る。

様式第十八号中「㊦」を削る。

様式第十九号から様式第二十二号までの規定中「㊦」を削る。

様式第二十五号の二から様式第二十八号までの規定及び様式第三十号中「㊦」を削る。

様式第三十一号中（注）3を削り、（注）4を（注）3とし、（注）5を（注）4とする。

様式第三十五号及び様式第三十六号中「(㊦) ㊦㊦㊦㊦㊦(㊦)」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第三号まで、様式第七号、様式第十号、様式第十二号、様式第十四号から様式第二十二号まで、様式第二十五号の二から様式第二十八号まで、様式第三十号、様式第三十一号、様式第三十五号及び様式第三十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十一条の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に

定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十一号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考二八を削る。

様式第三号中「**四**」を削る。

様式第十一号中「**イ**」を「**先**」に改め、「（**イ**）」を削る。

附則

- この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第三号及び様式第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二三の項中「三七・九二から六二・四九まで」を「三七・八六から七二・三六まで」に、「二五二」を「三〇二」に改める。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県ホームページシステム運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

S Bテクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿6丁目27番30号

5 契約金額

210,749,880円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百九十号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、令和二年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	19	0	19	5	9	1	4	19	0
病院事業 管理者	3	0	3	0	1	0	2	3	0
下水道事業 管理者	11	0	11	3	4	0	4	11	0
地方独立 行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,622	170	4,792	625	3,728	138	106	4,597	195

注1 当該年度における申出の件数は、0件である。

注2 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注3 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶ディスプレイ 2,905台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年11月30日（火）

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月23日（月）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月20日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月23日（月）午後1時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年8月23日（月）午後1時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年8月4日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年7月5日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

2,905 External LCD Monitors Suitable for Connection with Laptops

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 1:00 pm, Monday, August 23, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, August 20, 2021

In Person: 1:00 pm, Monday, August 23, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人くまがや小麦の会

二 代表者の氏名

日向 美津江

三 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市中奈良千七百九十七番地一

四 更新後の認定の有効期間

令和三年三月四日から令和八年三月三日まで

告示

埼玉県告示第七百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
久喜江面クリニック	医療法人鳳山会	久喜市江面一五六二―一	令和三年五月一日
まるクリニック	丸山 善治郎	八潮市八條一五六七 八潮 団地二五	令和三年六月一日
医療法人ほり小児科	医療法人ほり小児科	八潮市大瀬一―四―三Yビル 四階	令和三年五月一日
わらびひだまりクリニック	医療法人社団田中ウイメンズ・クリニック	蕨市北町三―四―二八 二F	令和三年五月一日
シテイタワーわらび皮膚科	医療法人社団安順会	蕨市中央一―七―一シテイタワー蕨一〇一	令和三年五月一日
弁財泌尿器科・内科クリニック	医療法人象頭会	朝霞市西弁財一―一四―四	令和二年十一月一日

朝霞あおば台整形 外科	医療法人彩瑛会	朝霞市青葉台一―三―二青葉 台メデイカルプラザ一階B地 区	令和三年五月 一日
吉澤クリニック	医療法人八風会	児玉郡上里町神保原町七四五 一―	令和三年五月 一日
かわべ内科	川辺 晃一	○ 深谷市上柴町東四―一三―一	令和三年六月 一日
いしばし脳神経内 科クリニック	石橋 哲	深谷市宿根一四三〇―二	令和三年六月 一日
しらすき蓮田クリ ニック	医療法人しらす き	蓮田市本町三―五蓮田オーク プラザ駅前温泉館二階	令和三年六月 一日
医療法人社団 伊 澤会 伊澤歯科医 院	医療法人社団伊 澤会	飯能市岩沢八〇二―一	令和三年五月 一日
やまもとデンタル オフィスふじみ野	山本 賢	ふじみ野市長宮一―二―一 一F	令和三年三月 一日
桶川歯科	日比野 瑞己	桶川市若宮一―一―一四	令和三年三月 一日
くろさわ歯科ベニ バナウオーク桶川 医院	黒澤 秀一	桶川市桶川都市計画事業下 出谷東特定土地画整理事業 地内四二街区一画地ベニバナ ウォーク桶川一階	令和三年四月 一日
いのり歯科	山口 花	鶴ヶ島市新町一―七―八プリ マヴェール一〇一	令和三年六月 一日
セキ薬局 ピアシ テイ宮代店	品 株式会社セキ薬	五〇 南埼玉郡宮代町道佛一―一―	令和三年六月 一日
くりはし薬局	有限会社関薬局	久喜市小右衛門七二二―一	令和三年五月 一日
セキ薬局 中富南 店	株式会社セキ薬	所沢市中富南二―二五―五	令和三年六月 一日

パル薬局ふじみサ ンロード店	株式会社パル・ オネスト	富士見市鶴馬三四七九―二	令和三年五月 一日
パル薬局谷津の森 店	株式会社パル・ オネスト	富士見市鶴瀬東一―一―三	令和三年五月 一日
スギ薬局 下日出 谷店	株式会社スギ薬 局	桶川市下日出谷西三―三―六	令和三年六月 一日
なかまる薬局	有限会社浜島商 店	北本市中丸五―七―一七	令和三年五月 六日
ウエルシア薬局北 坂戸店	ウエルシア薬局 株式会社	坂戸市芦山町一三―四	令和三年六月 一日
わたぼうし	株式会社わたぼ うし	南埼玉郡宮代町笠原二―五― 二三	令和三年四月 一日
訪問看護ステーシ ョンあすなる庄和	株式会社あすな ろホーム	春日部市西金野井一六九―五	令和三年五月 一日
在宅看護センター 風	株式会社結びの 糸	草加市金明町五六八―一プラ ザナカムラー〇一	令和三年五月 一日
訪問看護ステーシ ョン 夢眠しき	株式会社夢眠ホ ーム	志木市中宗岡一―一九―五一	令和三年六月 一日
訪問看護ステーシ ョンひかり	株式会社顧愛	狭山市水野一二六五―一〇	令和三年五月 一日
つぐみ訪問看護リ ハビリステーショ ン	合同会社にじ色 コンパス	坂戸市南町八―一〇ヴァンテ アンビルー〇三号	令和三年五月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
伊藤 晃		治療院 Ret ガーデンF	上尾市原新町二五―七FK	令和三年五月一日
宮崎 瑞夏		藤川鍼灸接骨院	朝霞市本町三―四―八	令和三年六月一日
石森 寛明		アルク治療院	富士見市鶴馬一―一七―二 三―二―三	令和三年五月二十六日
新井 花歩		フレアス在宅マ ッサージ上尾	上尾市浅間台四―二三―一 〇アヴァンセ上尾二〇六	令和三年四月一日
小作 治		エールケア治療 院 与野店	さいたま市中央区本町西二 ―六―八ローズアベニュー 一〇一	令和三年二月十九日
高橋 拳斗		みさとの森整骨 院	児玉郡美里町小茂田九〇五 ―五	令和三年五月八日
福田 彩花		上尾ひかり整骨 院	上尾市谷津二―二―二	令和三年五月二十一日
江川 守		まもる接骨院	入間市扇台三―一―二ファ ミール扇台一〇二	令和三年五月八日

告示

埼玉県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	名称	開設者名称		
医療法人 雅の会 アイリスクリニックス所沢	名 称	開設者名称	医療法人 うえむらクリニックス 医療法人 うえむらクリニックス	医療法人 雅の会 アイリスクリニックス所沢
医療法人 啓仁会 ロイヤルこころの里病院	名 称	開設者名称	医療法人 啓仁会 平沢記念病院	医療法人 啓仁会 ロイヤルこころの里病院
さやま産婦人科	名 称	開設者名称	金村産婦人科クリニック	さやま産婦人科
医療法人 麻葉会 あけとクリニックス	名 称	開設者名称	明戸大塚医院	医療法人 麻葉会 あけとクリニックス
松川クリニックス 内科・皮膚科	名 称	開設者名称	なつみクリニックス皮膚科	松川クリニックス内科・皮膚科

二 指定施術機関

樋口 雅和		宮田 和典		氏名
施術所		施術所		変更事項
所在地	名称	所在地	名称	
さいたま市見沼区東 大宮四―二六―三 鯨井ビル二〇一	株式会社アメニテイ サービス	北葛飾郡松伏町ゆ めみ野六―二―九	東大沢ゆめみ野整 骨院	変更前
さいたま市桜区神田 一六―一	在宅マッサージひま わり	越谷市大沢三二一 二―一	整骨の光明 大沢 院	変更後

告示

埼玉県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
久喜江面クリニック	久喜市江面一五六二―一	令和三年四月三十日
医療法人 ほり小児科	八潮市中央三―一二―二ヒノモトヤビル二階	令和三年四月三十日
シテイタワーわらび皮膚科	蕨市中央一―七―一シテイタワー蕨一〇一	令和三年四月三十日
わらび小児科と皮膚科と内科のクリニック	蕨市北町三―四―二八 二F	令和三年四月三十日
弁財泌尿器科・内科クリニック	朝霞市西弁財一―一四―四	令和二年十月三十一日
朝霞あおば台整形外科	朝霞市青葉台一―三―二青葉台メデイカルプラザ一F	令和三年五月一日
牛山泌尿器クリニック	所沢市松葉町七―二四	令和三年六月三日
松川内科クリニック	加須市南大桑一四九四―四	令和二年一月二十四日

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
星 真		ピース 在宅マッサージ・ ピース	春日部市大場一〇七 二一八	令和三年五月三十 一日
立花 大悟		ピース 在宅マッサージ・ ピース	草加市瀬崎二一三六 一三二	令和三年五月三十 一日
内田 岳史		ピース 在宅マッサージ・ ピース	草加市瀬崎二一三六 一三二	令和三年五月三十 一日
武井 寛人		ピース 在宅マッサージ・ ピース	草加市瀬崎二一三六 一三二	令和三年五月三十 一日

二 指定施術機関

なかまる薬局	北本市中丸五―二一―五	令和三年五月五日
西口店 有限会社 中村薬局	富士見市鶴馬三四七九―二	令和三年四月三十 日
有限会社 中村薬局	富士見市鶴瀬東一―一―三	令和三年四月三十 日
くりはし薬局	久喜市南栗橋一―一〇―五―一〇―一	令和三年四月三十 日
医療法人社団 伊澤 会 伊澤歯科医院	飯能市岩沢八〇三―一	令和三年四月三十 日
吉澤クリニック	児玉郡上里町神保原町長塚七四五―一	令和三年四月三十 日

遠山 俊介	劍持 裕
からだ元気治療院 県央エリア店	在宅マッサージ・ ピース
北本市東間七ー一 ニューマリッチ斉藤 一〇一	春日部市大場一〇七 二一八
令和三年五月十日	令和三年五月三十 一日

告示

埼玉県告示第七百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	社会医療法人 至仁会 よし かわクリニック	所在地	所沢市若狭三 ―二五七〇― 二	開設者名	社会医療法人 至仁会	サービスの種類	訪問リハビリ テーション	指定年月日	令和三年五月一 日
	医療法人さく ら歯科医院	北足立郡伊奈 町中央三―一 八		医療法人さく ら歯科医院	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	令和三年六月一 日	

<p>い ず み 熊 谷</p>	<p>イ オ ン 薬 局 大 井 店</p>		<p>オ リ ー ブ 薬 局</p>	
<p>熊 谷 市 平 戸 二 一 二 一</p>	<p>ふ じ み 野 市 一 二 一</p>		<p>久 喜 市 本 町 二 一 三 一</p>	
<p>社 会 福 祉 法 人 和 泉 の 会</p>	<p>イ オ ン リ テ ー ル 株 式 会 社</p>		<p>有 限 会 社 ア カ ネ</p>	
<p>介 護 老 人 福 祉 施 設</p>	<p>介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導</p>	<p>居 宅 療 養 管 理 指 導</p>	<p>介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導</p>	<p>居 宅 療 養 管 理 指 導</p>
<p>平 成 二 十 四 年 四 月 一 日</p>	<p>令 和 二 年 六 月 二 十 六 日</p>		<p>令 和 三 年 二 月 一 日</p>	

告示

埼玉県告示第七百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
グループホームみんなの家・東所沢	事業所名	事業所所	グループホームみんなの家・所沢南永井	グループホームみんなの家・東所沢	認知症対応型共同生活介護
介護センター けやき	事業所所	事業所所	所沢市南永井五九一―四	所沢市東所沢八三―三六一―	介護予防認知症対応型共同生活介護
居宅介護支援事業所はまゆう	事業所所	事業所所	所沢市三ヶ島五―一―二六二	所沢市三ヶ島五―一―二五六	訪問介護
かばさん薬局しふり店	事業所名	事業所所	しふり薬局	かばさん薬局しふり店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
なごみ居宅介護支援事業所	事業所所	事業所所	入間市小谷田一―二六二―一富士会館内	入間市小谷田一―二五八―一院内	居宅介護支援

みやぎケアプランセンター				
サービスの種類	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業者名称
居宅介護予防支援	上尾市小泉二 一〇三	エースケアセンター	さいたま市大宮区土手町一 一六二	株式会社エース
居宅介護支援	上尾市小泉二 一〇三	みやぎケアプランセンター	北足立郡伊奈町本町三 一七三	株式会社A Q U A
居宅介護支援				

告示

埼玉県告示第七百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	有限会社中村薬局	
所在地	富士見市鶴瀬東 一―一―三	
サービスの種類	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導
廃止年月日	令和三年四月三十 日	

告 示

埼玉県告示第七百九十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

熊井戸 邦佳	吉田 典史	田島 幹大	近藤 太一	多田 正弘	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	心臓機能障害	肝臓機能障害	指定障害区分
脳神経外科	内科	整形外科・リハ ビリテーション 科	心臓外科	消化器内科	診療科名
医療法人埼玉成恵会病 院	東松山市立市民病院	みわのえ整形外科	循環器・呼吸器病センタ ル	医療法人社団哺育会白 岡中央総合病院	医療機関の名称
東松山市石橋千七百二 十一	東松山市大字松山二千 三百九十二	吉川市三輪野江四百六 十	熊谷市板井千六百九十 六	白岡市小久喜九百三十 八―十二	医療機関の所在地
令和三年四月一日	令和三年四月一日	令和三年四月一日	令和三年四月一日	令和二年七月一日	指定年月日

菊池 悦子	金子 宇一	原 宏明	荘 信博	大友 学
視覚障害	肢体不自由	じん臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由
眼科	脳神経外科	腎臓内科	科 科 リウマチ科、内 科、アレルギー 科	リハビリテーシ ョン科
医療法人財団健和会み さと健和病院	埼玉医療生活協同組合 皆野病院	地方独立行政法人埼玉 県立病院機構埼玉県立 循環器・呼吸器病センタ ー	しょう内科クリニック	医療法人社団青葉会新 座病院
三郷市鷹野四―四百九 十四―一	秩父郡皆野町皆野二千 三十一―一	熊谷市板井千六百九十 六	蕨市中央五―十二―二 十一	新座市堀ノ内三―十四 ―三十
令和三年六月十五日	令和三年六月一日	令和三年五月一日	令和三年四月三十日	令和三年四月一日

青笹 季文	小倉 俊郎	藤村 匠	前島 顕太郎	近藤 秀幸
肝臓機能障害	肝臓機能障害	肝臓機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
外科	消化器外科	小児外科	外科	泌尿器科
院 巨樹の会新久喜総合病 社会医療法人社団埼玉	がんセンター 県立病院機構埼玉県立	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院	院 医療法人顕正会蓮田病	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センタ
― 久喜市上早見四百十八	百八十 北足立郡伊奈町小室七	和光市諏訪二―一	二―一 蓮田市根金千六百六十	― 朝霞市溝沼千三百四十
令和三年六月十五日	令和三年六月十五日	令和三年六月十五日	令和三年六月十五日	令和三年六月十五日

告 示

埼玉県告示第八百号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

増尾 昌宏	清水 美幸	和田 彩子	小野 千尋	野原 広明	田中 純子	前島 静頭	医師の氏名
呼吸器機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	じん臓機能障害	肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	指定障害区分
医療法人秀和会秀和総合病院	医療法人社団武蔵野会 T M G あさか医療センター	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	医療法人三和会東鷲宮病院	社会医療法人刀仁会坂戸中央病院	医療法人社団武蔵野会 T M G サテライトクリニック朝霞台	医療法人顕正会蓮田病院	医療機関の名称
春日部市谷原新田千二百	一 朝霞市溝沼千三百四十一	蓮田市黒浜四千百四十七	久喜市桜田二一六―五	坂戸市南町三十一―八	十一 朝霞市西弁財一―八―二	一 蓮田市根金千六百六十二	医療機関の所在地
令和三年三月三十一日	令和三年三月三十一日	令和三年二月二十八日	令和三年一月四日	令和二年十一月一日	令和二年十月一日	令和二年九月二十九日	辞退年月日

雨池 典子	河 喜鉄	山田 健嗣	中安 弘毅	笠倉 至言
心臓機能障害	害 ぼうこう又は直腸機能障	肢体不自由	視覚障害	肢体不自由
小川赤十字病院	合病院 医療法人財団明理会イムス富士見総	医療法人秀和会秀和総合病院	東松山市立市民病院	埼玉医科大学国際医療センター
比企郡小川町小川千五百二十五	七十一 富士見市鶴馬千九百六十	春日部市谷原新田千二百	東松山市大字松山二千三百九十二	日高市山根千三百九十七
令和三年五月八日	令和三年五月一日	令和三年四月一日	令和三年三月三十一日	令和三年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第八百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
まん延防止等重点措置に係る飲食店等現地確認関連業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業労働政策課企画調査担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額
40,319,646円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第八百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トナリエふじみ野

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） S H O P P I N G C E N T E R S O Y O C A F U J I M I

N O

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

（変更後） トナリエふじみ野

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本厚志

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号 外 計二十二

者

（変更後） （株）ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本厚志

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号 外 計九者

計九者

ハ 変更年月日

令和三年四月二十九日外

ニ 届出年月日

令和三年六月十八日

二 縦覧期間

令和三年六月二十九日から令和三年十月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月二十九日から令和三年十月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

セキュアモバイルシステム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年3月1日（火）から令和9年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警務部警務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警務部警務課人材戦略企画係 電話048-832-0110 内線6566

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月12日（木）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月11日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年8月12日（木）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年8月12日（木）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年8月3日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和3年7月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Secure
Mobile System Device.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.
August 12, 2021 By mail; 5:00 p.m. August 11, 2021 In person; 10:20
a.m. August 12, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

令和三年六月二十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第一号	認定番号
令和二年六月二十三日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番 一外百六十六筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

告 示

埼玉県公安委員会告示第94号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定している公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年6月29日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

変更に係る事項	変更前	変更後	変更しようとする年月日
代表者の氏名	富岡 清	原口 和久	令和3年6月29日

告 示

埼玉県選管告示第三十八号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年4月18日執行 埼玉県議会議員補欠選挙
(北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6, 672, 700 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋 耕也	所属党派	秩父埼玉県政研究会	期間	4月1日から 第1回分 4月23日まで
出納責任者氏名	中里 寿久				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
秩父郡市医師連盟		30,000 円
守屋 清治	電気店主	20,000 円

その他の寄附	8件	80,000 円
その他の収入		1,922,898 円
今回計		2,052,898 円
総計		2,052,898 円

支出

人件費	270,650 円
家屋費	0 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	1,125,300 円
広告費	331,020 円
文具費	3,150 円
食糧費	271,722 円
休泊費	0 円
雑費	63,266 円

今回計	2,065,108 円
総計	2,065,108 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	114,400 円
	ポスターの作成	742,500 円
	計	856,900 円

報告書受理年月日	令和3年4月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	岩田 務	所属党派	無所属 (政治団体名)	期間	3月22日から 第1回分 4月20日まで
出納責任者氏名	櫻井 恵子				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
木下博信	草加市長	20,000 円
落合孝行	会社役員	30,000 円
雨宮洋右	会社役員	30,000 円
秩父郡市医師連盟		30,000 円
本村雄三	会社役員	50,000 円

その他の寄附	66件	630,000 円
その他の収入		1,374,064 円
今回計		2,164,064 円
総計		2,164,064 円

支出

人件費	231,000 円
家屋費	140,000 円
選挙事務所費	140,000 円
集会会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	949,000 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	65,790 円
休泊費	0 円
雑費	403,651 円

今回計	1,789,441 円
総計	1,789,441 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	112,000 円
	ポスターの作成	837,000 円
	計	949,000 円

報告書受理年月日	令和3年4月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	阿左美 健司	所属党派	無所属	期間	3月28日から 第1回分 4月26日まで
出納責任者氏名	新井 鼓次郎				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
加藤 嘉郎	組合役員	113,500 円
関根 壽代	アパート賃貸業	25,000 円

その他の収入	3,000,000 円
今回計	3,138,500 円
総計	3,138,500 円

支出

人件費	429,500 円
家屋費	1,217,900 円
選挙事務所費	1,217,900 円
集合会場費	0 円
通信費	44,910 円
交通費	0 円
印刷費	1,063,920 円
広告費	416,662 円
文具費	44,670 円
食糧費	244,765 円
休泊費	0 円
雑費	185,352 円

今回計	3,647,679 円
総計	3,647,679 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	114,400 円
	ポスターの作成	472,472 円
	計	586,872 円

報告書受理年月日	令和3年4月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	阿左美 健司	所属党派	無所属	期間	5月16日から
出納責任者氏名	新井 鼓次郎				第2回分
					5月16日まで

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人件費	0 円
家屋費	23,977 円
選挙事務所費	23,977 円
集合会場費	0 円
通信費	4,649 円
交通費	0 円
印刷費	0 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	0 円
休泊費	0 円
雑費	0 円

その他の収入	0 円
今回計	0 円
前回計	3,138,500 円
総計	3,138,500 円

今回計	28,626 円
前回計	3,647,679 円
総計	3,676,305 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和3年5月24日	第2回報告分
----------	-----------	--------

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年七月一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他